○総務省令第百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項各号、同条第五項において準用する同法第十七条第三項において準用する同法第九条第一項並びに第百条第五項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通信設備） 第四十四条　法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 2　前項第一号⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　略］ （通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備は、高周波エネルギーを発生させ、又は用いるもの（以下「通信設備以外の設備」という。）であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（次に掲げるものを除く。）とする。 一　次に掲げる設備であつて、第四十六条の二第一項の規定により総務大臣が型式について指定したもの ⑴　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー ⑵　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 ⑶　無電極放電ランプ ⑷　一般用非接触電力伝送装置 ⑸　電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道の線路から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑹　搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑺　一般用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この号及び第四十六条の二第一項第十五号において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑻　一般用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） ⑼　業務用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六	（通信設備） 第四十四条　［同上］ ［一・二　同上］ 2　前項第一号の⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　同上］ （通信設備以外の許可を要する設備） 第四十五条　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

⑽　業務用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

二　次に掲げる設備であつて、第四十六条の七に規定する型式確認を行つたもの

⑴　電子レンジ

⑵　電磁誘導加熱式調理器

［削る］

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号⑴及び第二号⑶並びに第四十五条第一号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

⑴　前号⑴から⑶までに掲げる事項

［⑵・⑶　略］

⑷　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　前号⑹㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　略］

三　特別搬送式デジタル伝送装置

⑴　第一号⑴から⑶まで並びに前号⑵及び⑶に掲げる事項

［⑵　略］

⑶　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　第一号⑹㈡及び㈢並びに前号⑷㈡に掲げる事項

［㈡　略］

四　広帯域電力線搬送通信設備

二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号の⑴及び第二号の⑶並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　［同上］

⑴　前号の⑴から⑶までに掲げる事項

［⑵・⑶　同上］

⑷　［同上］

㈠　前号の⑹の㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　同上］

三　［同上］

⑴　第一号の⑴から⑶まで並びに前号の⑵及び⑶に掲げる事項

［⑵　同上］

⑶　［同上］

㈠　第一号の⑹の㈡及び㈢並びに前号の⑷の㈡に掲げる事項

［㈡　同上］

四　［同上］

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第二号(4)(二)に掲げる事項
［(二)・(三)　略］
［(3)　略］
五　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
［(2)　略］
(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第一号(6)(一)及び(二)に掲げる事項
［(二)　略］
六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー
(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項
(2)　外観（写真で示すものとする。）
(3)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）並びに周波数変動幅の設計値及び測定値
［削る］
［(4)　略］
(5)　次に掲げる事項の測定値
(一)　交流電源端子における妨害波電圧
(二)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下同じ。）における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）
(三)　不要発射による磁界強度又は電界強度
七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
(1)　第一号(1)及び(2)並びに前号(4)に掲げる事項
(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
(3)　発振の方式
(4)　［略］
八　無電極放電ランプ
(1)　第一号(1)及び(2)、第六号(4)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項
［(2)　略］
九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(4)並びに第七号(2)に掲げる事項
［(2)・(3)　略］
十　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)並びに第六号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　［同上］
(一)　第二号の(4)の(二)に掲げる事項
［(二)・(三)　同上］
［(3)　同上］
五　［同上］
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
［(2)　同上］
(3)　［同上］
(一)　第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項
［(二)　同上］
六　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）
(3)　発振の方式
(4)　振動子の種類及び型名
［(5)　同上］
(6)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅
［新設］
(二)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
七　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
［新設］
［新設］
(2)　［同上］
八　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
［(2)　同上］
九　［同上］
(1)　第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項
［(2)・(3)　同上］
［新設］

(2)　次に掲げる事項の測定値

(一)　交流電源端子における妨害波電圧

(二)　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）

(三)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

十一　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項

十二　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

十三　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項

［２　略］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一　搬送式インターホン

［(1)～(3)　略］

(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(5)～(7)　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

［(1)　略］

(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(3)・(4)　略］

(5)　前号(7)に掲げる条件

三　特別搬送式デジタル伝送装置

［(1)～(3)　略］

(4)　第一号(7)及び前号(2)から(4)までに掲げる条件

四　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあるものであること。

［(2)・(3)　略］

(4)　第一号(7)に掲げる条件

［(5)・(6)　略］

五　誘導式読み書き通信設備

［(1)～(5)　略］

［新設］

［新設］

［新設］

［２　同上］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。

［(5)～(7)　同上］

二　［同上］

［(1)　同上］

(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。

［(3)・(4)　同上］

(5)　前号の(7)に掲げる条件

三　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件

四　［同上］

(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

［(5)・(6)　同上］

五　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

六　［同上］

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用する科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備からメートルの距離において次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること。

㈠　利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

㈡　不要発射による磁界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

㈢　不要発射による電界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル	
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル	
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル	
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル	
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル	
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル	
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル	
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル	
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル	
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル	
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル	
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル	
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル	
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル	

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるもの（以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において「小型設備」という。）にあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この項において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(8)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第一号(7)に掲げる条件

［新設］

(5)　(3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)・(3)　略］

(4)　第一号(7)に掲げる条件

八　無電極放電ランプ

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものに限る。）。

(一)　電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(二)　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものを除く。）。

［(一)～(五)　略］

［(5)　略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

七　［同上］

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

八　［同上］

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(二)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(三)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。

［(一)～(五)　同上］

［(5)　同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

九　［同上］

(1)　［同上］

(一)　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲内にあること。

〔(二)・(三)　略〕

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注　略〕

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔注一～三　略〕

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔(七)～(九)　略〕

(十)　第一号(7)に掲げる条件

(2)　六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲内にあること。

〔(二)・(三)　略〕

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注　略〕

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔略〕	〔略〕

〔注一～六　略〕

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める

(一)　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

〔(二)・(三)　同上〕

(四)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注　同上〕

(五)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔注一～三　同上〕

(六)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔(七)～(九)　同上〕

(十)　第一号(7)に掲げる条件

(2)　〔同上〕

(一)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

〔(二)・(三)　同上〕

(四)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注　同上〕

(五)　〔同上〕

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔注一～六　同上〕

(六)　〔同上〕

値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

［七）～九）　略］

十）　第一号⑺に掲げる条件

電気自動車用非接触電力伝送装置

⑴　利用周波数が七九㎑から九〇㎑までの範囲内にあること。

［⑵・⑶　略］

⑷　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
［略］	準尖頭値	平均値
	［略］	［略］

［注　略］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～五　略］

⑹　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［⑺～⑼　略］

⑽　第一号⑺に掲げる条件

⑾　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道の線路から五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置

⑴　利用周波数が六・七六五㎒から六・七九五㎒までの範囲内にあること。

［⑵・⑶　略］

⑷　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
［略］	準尖頭値	平均値
	［略］	［略］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

［七）～九）　同上］

十）　第一号の⑺に掲げる条件

［同上］

⑴　利用周波数が七九㎑から九〇㎑までの範囲にあること。

［⑵・⑶　同上］

⑷　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
［同上］	準尖頭値	平均値
	［同上］	［同上］

［同上］

［注　同上］

⑸　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～五　同上］

⑹　

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［⑺～⑼　同上］

⑽　第一号の⑺に掲げる条件

⑾　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　［同上］

⑴　利用周波数が六・七六五㎒から六・七九五㎒までの範囲にあること。

［⑵・⑶　同上］

⑷　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
［同上］	準尖頭値	平均値
	［同上］	［同上］

［注　略］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注二・二　略］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［(7)～(9)　略］

(10)　第一号(7)に掲げる条件

［(11)　略］

十二　一般用放射等設備

(2)(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで　※	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(6)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［(7)～(9)　同上］

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

［(11)　同上］

［新設］

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流の準尖頭値及び平均値が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5) 試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一 その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

[新設]

十三　一般用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	九〇デシベルから七九デシベルまで　※
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	七九デシベルから六六デシベルまで　※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	七三デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル

(3)　放射妨害波電力が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定し

(ロ) その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6) 内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(イ) 内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上三GHz以下

(ロ) 内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(ハ) 内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(ニ) 内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7) 妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

十四　業務用放射等設備

(8) 第四十八条各号に掲げる条件

(1) 利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2) 交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(イ) 定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(2)(イ)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値

〔新設〕

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	三〇メートル	一〇メートル	三メートル
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇〇MHz以上三〇〇MHz以下	一二・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル

一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで　※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで　※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで　※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで　※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利

用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル
一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

十五　業務用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はIT電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、かつ、

［新設］

つ、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで※	八四デシベルから七四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定

した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超えて六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

(9)　(2)(一)又は(二)に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

［2　略］

（変更の承認）

第四十六条の三　前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

［一　略］

二　特別搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

三　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項

［(2)・(3)　略］

四　誘導式読み書き通信設備

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

五　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　第一号(1)に掲げる事項

(2)　外観

［削る］

［削る］

(3)　［略］

［削る］

(4)　高周波出力の定格値

六　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　第一号(1)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項

［(2)　略］

七　無電極放電ランプ

(1)　第一号(1)並びに第五号(2)及び(3)に掲げる事項

［(2)　略］

八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　第一号(1)、第四号(2)及び第五号(2)に掲げる事項

［(2)～(5)　略］

九　一般用放射等設備

(1)　第一号(1)、第四号(2)並びに第五号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

十　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)

［2　同上］

（変更の承認）

第四十六条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

(1)　前号の(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

三　［同上］

(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

四　［同上］

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

五　［同上］

(1)　第一号の(1)に掲げる事項

(2)　外観及び構造

発振の方式

(3)　(4)　振動子の種類及び型名

［同上］

(5)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

［新設］

六　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

七　［同上］

(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

［(2)　同上］

八　［同上］

(1)　第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項

［(2)～(5)　同上］

［新規］

［新規］

に掲げる事項

十一　業務用放射等設備にあつては、第一号⑴、第四号⑵、第五号⑵、⑶及び⑷並びに第九号⑵に掲げる事項

十二　業務用非放射等設備にあつては、第一号⑴、第四号⑵、第五号⑵、⑶及び⑷並びに第九号⑵に掲げる事項

［2～5　略］

（表示）

第四十六条の四　指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

［一　略］

二　前号に掲げる方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法

三　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第三号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　電子レンジ

［⑴・⑵　略］

⑶　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新規］

［新規］

［2～5　同上］

（表示）

第四十六条の四　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　［同上］

［⑴・⑵　同上］

⑶　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇㎑以上五〇〇㎑未満	準尖頭値	七八デシベルから六八デシベルまで　※
	平均値	六八デシベルから五八デシベルまで　※
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(4) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6) 試験場で測定した不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

［削る］

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(4) 不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

［新設］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(5) 不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

［新設］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・	三〇デシベル	二五デシベル

七八六㎒以下		
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル	三二デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五㎒から二、三九五㎒までの間及び二、五〇五㎒から一七、九九五㎒まで（五、七二〇㎒から五、八八〇㎒までを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇㎒掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

［削る］

(7)　不要発射による電界強度の準尖頭値が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上八〇・八七二㎒以下	三〇デシベル
八〇・八七二㎒を超え八一・八四八㎒未満	五〇デシベル
八一・八四八㎒以上一三四・七八六㎒以下	三〇デシベル
一三四・七八六㎒を超え一三六・四一四㎒未満	五〇デシベル
一三六・四一四㎒以上二三〇㎒以下	三〇デシベル
二三〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

注一　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(ロ)　その設備が小型設備であって、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8)　一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(9)　［略］

［略］

二　電磁誘導加熱式調理器

［(1)・(2)　略］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

［新設］

(8)　［同上］

(9)　［同上］

二　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の㈠及び㈡の各表に定める値以下であること。

㈠　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯	磁界により直径三メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈡　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

［(6)　略］

［２～４　略］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、別表第九号に定める様式の届出書に、当該型式確認を行つた設備に係る同表に定める様式の試験成績書及び外観（当該設備の正面、側面及び平面）を示す写真を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［２～６　略］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［略］

２　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第二号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（通信設備以外の設備の安全施設）

(4)　［同上］

㈠　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径三メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈡　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

［(6)　同上］

［２～４　同上］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三　製造する工場又は事業場の名称及び所在地

［２～６　同上］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［同上］

２　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（医療用設備の安全施設）

第四十八条　通信設備以外の設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次に掲げる条件に適合していなければならない。 一　高圧電圧により充電される器具、医療電極及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容すること。ただし、電極を直接露出しなければその設備の使用の目的を達することができないものを除く。 二　［略］ 三　その設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。ただし、人体及び電気的良導体に高周波電流を誘発しなければ使用の目的を達することができないものを除く。	第四十八条　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。 一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。 二　［同上］ 三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。
第四十九条及び第五十条　削除	（工業用加熱設備の安全施設） 第四十九条　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、左の条件に適合しなければならない。 一　前条第一号の事項（高周波溶接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。） 二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。 （各種設備の安全施設） 第五十条　前条の規定は、第四十五条第三号の各種設備に準用する。
（書類の提出） 第五十二条　［略］	（書類の提出） 第五十二条　［同上］

［一～三の二　略］	［略］
四　第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第一号及び第二号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［略］

［一～三の二　同上］	［同上］
四　第四十四条第一項第二号、同条第二項及び第四十五条第三号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［同上］

［2～5　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式略］

［注1　略］

2　2(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［3～6　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第1　略］

第2　装置の一部分について変更の工事をする場合

［2～5　同上］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

［様式同左］

［注1　同左］

2　2(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［3～6　同左］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第1　同左］

第2　装置の一部分について変更の工事をする場合

［略］	［略］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　使用周波数の一部を削除する場合であること。 ２　発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

［削る］	［削る］
⑴　電子レンジの設置の方法	［ア・イ　略］
⑵　電源周波数	［略］
⑶　出力切換え	［略］
⑷　負荷の方法	［削る］
	ア　高周波出力の測定の場合 ［㋐～㋓　略］ イ　漏えい電波の電力束密度の測定の場合 ［㋐～㋓　略］

２　測定等

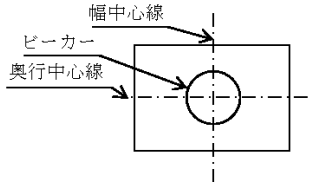
⑴　周波数変動幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達する

［同左］	［同左］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	［同左］ １　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ［新設］ ２　［同左］ ３　［同左］ ４　［同左］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

⑴　測定場所の温度及び湿度	ア　温度　摂氏５度から摂氏35度までの範囲 イ　相対湿度　45パーセントから85パーセントまでの範囲
⑵　［同左］	［ア・イ　同左］
⑶　［同左］	［同左］
⑷　［同左］	［同左］
⑸　［同左］	ア　高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 ㋐　負　荷　摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。 ㋑　容　器　外径190ミリメートル±５ミリメートル、高さ90ミリメートル±５ミリメートルの低損失ビーカーを１個使用する。 ㋒　負荷量　1,000ミリリットルの水を用いる。 ㋓　位　置　加熱室の中心部に次の図に示すように置く。  イ　［同左］ ［㋐～㋓　同左］ ウ　［同左］ ［㋐～㋓　同左］

２　測定等

⑴　占有周波数帯幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達する

	までの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる周波数変動幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　略］	［略］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
⑶　漏えい電波の電力束密度	［略］
⑷　安全性	［略］

３　その他

その他の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

［第２　略］

別表第九号　届出書及び試験成績書の様式（第46条の８第１項関係）

第１　届出書の様式

に含まれる周波数の範囲	までの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　同左］	［同左］
⑶　電源端子における妨害波電圧	電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離した位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。
⑷　不要発射による磁界強度	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから３メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は１メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。
⑸　不要発射による電界強度	空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから１０メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、３メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては３メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を１MHz以上に設定する。
⑹　電界強度の重み付け測定	測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引５回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。
⑺　［同左］	［同左］
⑻　［同左］	［同左］

［新設］

［第２　同左］

別表第九号　試験成績書の様式（第46条の８関係）

第１　電子レンジ

型式確認届

年　月　日

総務大臣　殿

届出者
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

代理人（注１）
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

電子レンジ
電磁誘導加熱式調理器（注２）について、次のとおり型式確認を行ったので、電波法施行規則第46条の８第１項の規定により届け出ます。

１　型式名	
２　確認番号	
３　参考事項（注３）	

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　代理人の欄は、代理申請を行う場合に記載すること。
２　型式確認を行う種別は、電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器（以下注３⑵において「電子レンジ等」という。）のいずれかを記載すること。
３　参考事項の欄は、次の事項を記載すること。
⑴　実際の製造業者と型式確認を届け出る者が相違する場合は、実際の製造業者の名称及び当該製造業者との関係（ＯＥＭ供給、輸入等）を記載すること。
⑵　既に型式確認の届出をした電子レンジ等と同一設計で製造され、かつ、構造が共に同一である電子レンジ等であつて、型式名を変更した場合は、同一総合通信局に届け出るときは試験成績書及び外観を示す写真（以下この⑵において「試験成績書等」という。）を省略することができるものとし、他の総合通信局に届け出るときは、既に型式確認を行つた型式の届出における試験成績書等の写しをもつて試験成績書等に代えるこ

確認番号	
型式名	

試験成績書

1 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲	⑴　発振周波数	測定値	測定条件等	
	⑵　占有周波数帯幅	測定値		
2　高周波出力		測定値	測定条件等	

3　妨害波電圧　電源端子における　測定値

周波数範囲	準尖頭値	平均値
⑴　150kHz以上 500kHz未満		
⑵　500kHz以上 5MHz以下		
⑶　5MHzを超え 30MHz以下		

測定条件等

4　不要発射による磁界強度		測定値	測定条件等	

5　不要発射による電界強度　測定値

周波数範囲	準尖頭値	平均値
⑴　30MHzを超え 80.872MHz以下		
⑵　80.872MHzを超え 81.88MHz未満		
⑶　81.88MHz以上 134.786MHz以下		
⑷　134.786MHzを超え 136.414MHz未満		
⑸　136.414MHz以上 230MHz以下		

測定条件等

とができるものとする。この場合において、既に型式確認の届出をした機器の製造者名、型式名及び確認番号を記載すること。

⑶　電子レンジの場合はトランス型又はインバーター型、電磁誘導加熱式調理器の場合はプレート型又は炊飯器型の区別を記載すること。

	⑹　230MHzを超え1,000MHz以下			
	周　波　数　範　囲	尖頭値	測定条件等	
	⑺　1GHzを超え2.3GHz以下			
	⑻　2.3GHzを超え2.4GHz未満			
	⑼　2.5GHzを超え5.725GHz未満			
	⑽　5.875GHzを超え11.7GHz未満			
	⑾　11.7GHz以上12.7GHz以下			
	⑿　12.7GHzを超え18GHz以下			
6　重み付け測定	測　定　値		測定条件等	
	周　波　数　範　囲	尖頭値		
	⑴　1,005MHzから2,395MHz			
	⑵　2,505MHzから17,995MHz			
7　漏えい電力束密度波の電	測　定　値		測定条件等	
	⑴　扉を閉めた状態			
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態			
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態			
8　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他きよう体の絶縁状況		測定条件等	
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況			

注１　測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名(形式、購入年及び製造者名)その他参考となる事項を記入すること。

２　５の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

第２　電子レンジの試験成績書

１枚目

試験成績書

（その１）

		確認番号	
１　型式名		２　製造者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値	

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	⑶　5MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長	9　30MHz以下における不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
辺	10　30MHz以上1GHz以下における不要発射の電界強度	(1)　□野外試験場又は電波半無響室				
		周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(2)　30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(3)　80.872MHzを超え81.848MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(4)　81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(5)　134.786MHzを超え136.414MHz未満	準尖頭値			
			平均値			
		(6)　136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
			平均値			
		(7)　230MHzを超え1GHz以下	準尖頭値			
			平均値			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

試験成績書
（その３）

	11　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度（尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　1GHz以上18GHz以下	尖頭値			
長	12　1GHz以上18GHz以下における不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
		(1)　1GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率			

（対数平均値又は振幅確率分布特性値）		分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			
13　漏えい電波の電力束密度	測定値				測定条件
	⑴　扉を閉めた状態				
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態				
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態				
14　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他筐体の絶縁状況				
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況				

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

２　３⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何)MHz及び(何)MHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何)MHzから(何)MHzまで連続可変」のように記載すること。

３　４⑴及び⑵の欄は、３⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何)MHzから(何)MHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

４　５⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

５　６⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値の欄はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

６　7⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
７　8⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
８　9⑴の欄の記載は、次によること。
ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
９　10⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。
10　10⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
エ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であつて、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。 11　11⑴の欄の記載は、次によること。 ア　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 イ　測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。 12　12⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。 ア　対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。 イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。 13　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。	
第３　電磁誘導加熱式調理器の試験成績書 ［様式略］ ［注１～３　略］	第２　電磁誘導加熱式調理器 ［様式同左］ ［注１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号又は第四号に掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　略］

四　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。別表第九号において同じ。）

［削る］

［削る］

［２～４　略］

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

［様式略］

［注１・２　略］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［４・５　略］

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号			
1	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号	
	(11) 高周波そく流線	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設		(15) 添付図面	

改正前

（設置許可の申請）

第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。

［一～三　同上］

四　医療用設備（施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。）

五　工業用加熱設備（施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。）

六　各種設備（施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。）

［２～４　同上］

別表第九号　［同左］

第１　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［４・５　同左］

第２　［同左］

高周波利用設備　申請書　届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号			
1	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号	
	(11) 高周波そく流線	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設		(15) 添付図面	

長

輪			計	
□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真

⑯ 設備規則第65条第１項における区別	⑰ 定格入力電力

2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図			
3 参考事項				
フリガナ		6 設備の種別		
4 氏名又は名称				
5 住 所				
7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	⑴ 種別	⑵ 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
12 電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している □適合していない			
※備考				

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　別	記載する欄	備　考
［１　略］ ［⑴　略］	［略］	［（注１）～（注３）　略

長

輪			計	
□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真

⑯ 設備規則第65条第１項における区別	⑰ 定格入力電力
⑱ 無変調搬送波状の妨害波の発生	⑲ 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生
□ 有 □ 無	□ 有 □ 無

2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図			
3 参考事項				
フリガナ		6 設備の種別		
4 氏名又は名称				
5 住 所				
7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流を通ずる線路	⑴ 種別	⑵ 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
12 電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している □適合していない			
※備考				

辺

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区　別	記載する欄	備　考
［１　同左］ ［⑴　同左］	［同左］	［（注１）～（注３）　同

	［(2)　略］	［略］	］
2　通信設備以外の設備	(1)　新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)及び(17)並びに2から8まで	［削る］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(5)（注2）、(6)（注2）、(7)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(12)（注2）、(13)（注2）、(14)（注2）、(15)（注2）、(16)（注2）及び(17)（注2）、2（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、10、11並びに12（注4）	［削る］ （注4）　［略］

［4～16　略］

17　1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区　別	添付する図面	内　容
［略］	［略］	［略］
4　通信設備以外の設備の場合	［略］	［略］

［18　略］

［19　略］

［削る］

［削る］

20　2の欄の設置場所付近の図面は、通信設備以外の設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。

21　3の欄は、次の事項を記載すること。

［(1)　略］

］	［(2)　同左］	［同左］	左］
2　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1)　新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)（注4）及び(19)（注5）並びに2から8まで	（注4）　設備規則第65条第1項第1号及び第3号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。
	(2)　変更の許可の申請等の場合	1の(1)（注2）、(2)（注2）、(3)（注2）、(4)（注2）、(5)（注2）、(6)（注2）、(7)（注2）、(8)（注2）、(9)（注2）、(10)（注2）、(12)（注2）、(13)（注2）、(14)（注2）、(15)（注2）、(16)（注2）、(17)（注2）、(18)（注2）及び（注4）並びに(19)（注2）及び（注5）、2（注2）、3、4、5、6（注3）、7（注3）、8（注3）、10、11並びに12（注6）	（注5）　設備規則第65条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注6）　［同左］

［4～16　同左］

17　［同左］

区　別	添付する図面	内　容
［同左］	［同左］	［同左］
4　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	［同左］	［同左］

［18　同左］

［19　同左］

20　1(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　1(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)。

23　［同左］

［(1)　同左］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条に規定する通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。	⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。
［ア～カ　略］	［ア～カ　同左］
［⑶　略］	［⑶　同左］
22　［略］	24　［同左］
23　［略］	25　［同左］
24　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。	26　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
25～30　［略］	27～32　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しなければならない。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この項において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下この条において同じ。）を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで※	七四デシベルから六四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

改正前

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条　通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

［新設］

［新設］

(4) 試験場（設置場所を除く。第三号及び第四号において同じ。）で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　略］

［削る］

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）

［削る］

(2) 当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　同上］

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八四八MHz以上二三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三四・七八六MHzを超え二三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
二三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え一八GHz以下	七〇デシベル

(5) 無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイ

(6) 利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であっても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(9) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(10) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(11) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(12) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(13) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(14) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(15) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(16) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(17) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(18) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(19) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(20) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(21) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(22) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(23) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(24) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(25) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(26) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(27) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(28) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(29) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(30) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(31) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(32) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、その設備から一〇メートルの距離において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(33) 一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数が四〇〇MH

用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二) 対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三) 振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。第三号6(三)において同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

ニ 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 交流電源端子における妨害波電圧がそれぞれ次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2) 有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで ※	七四デシベルから六四デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九五五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz掃引した値の尖頭値の最大許容値毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

ニ 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	四・一デシベル	一四・五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ 医療用設備以外の設備

(3)　有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	一四・五デシベル	二五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この(5)及び第四号(5)において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表の許容値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であったとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上三GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(1)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル

［新設］

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯		最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	定格入力電力が七五kVA以下のもの	一〇〇デシベル	九〇デシベル
	定格入力電力が七五kVAを超えるもの	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下		八六デシベル	七六デシベル
		一二五デシベル	一一五デシベル

五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで　※	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超えニ、一九四kHz未満	五二・五デシベル
ニ、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル

八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

⑷　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

⑷　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯				
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	その設備から三〇メートルの距離	三三・五デシベル	二八・五デシベル
		その設備から一〇メートルの距離	五七・五デシベル	五二・五デシベル
		その設備から三メートルの距離	八二デシベル	七七デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四七・五デシベル	五二・五デシベル
			七二デシベル	七七デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四三・五デシベル	四八・五デシベル
			六八デシベル	七三デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満			二三・五デシベル	二八・五デシベル
			四三・五デシベル	四八・五デシベル
			六八デシベル	七三デシベル
三・九五MHz以上一一MHz未満			八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル
			六八デシベルから二八・五デシベルまで※	七三デシベルから三三・五デシベルまで※
一一MHz以上二〇MHz未満			八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル
			二八・五デシベル	三三・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル		八・五デシベル	一三・五デシベル
			一八・五デシベル	二三・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

［新設］

三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで ※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで ※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで ※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで ※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで ※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで ※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル

［新設］

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（二）一一・五デシベル	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（二）一一・五デシベル	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	（二）一一・五デシベル	四・一デシベル	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル

(3) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二) (一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

(3) 有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二) (一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六三デシベルから五三デシベルまで	五三デシベルから四三デシベルまで
五〇〇kHz以上一、六〇六・五kHz未満	五三デシベル	四三デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	四三デシベル	三三デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
	準尖頭値	準尖頭値
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	四七デシベル	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	九・四デシベル	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	五デシベル	一四・五デシベル	二五デシベル

［新設］

(一) 内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(5)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、その エネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建築物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（二MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）において、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［略］	［略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（二）一一・五デシベル
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(6)　(1)(一)又は(二)に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［略］	［略］

［注　略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペア以下のものにあつては、当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できない場合は、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

2　前項に掲げる交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

一〇kHz以上一五〇kHz以下	（二）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［同上］	［同上］

［注　同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上三三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$　(dは、測定した距離（メートル）とする。)

2　前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条第一項各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。	第六十六条　前条各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下「新電波法施行規則」という。）第四十六条の二第一項第六号の条件に適合するものとして、同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における新電波法施行規則第四十六条の二第一項第六号に規定する超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式の条件は、なお従前の例によることができる。

第四条　前条の規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、新電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に製造業者等（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六

条の製造業者等をいう。附則第七条において同じ。）が型式確認（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定による型式確認をいう。附則第七条において同じ。）を行っている電子レンジの型式は、施行日において新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第六条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの型式の条件のうち新電波法施行規則第四十六条の七の規定の適用については、同条第一項第一号(3)の表一五〇㎑以上五〇〇㎑未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第七条　前条の規定により読み替えて適用する新電波法施行規則第四十六条の七の条件に適合しているものとして製造業者等が型式確認を行った電子レンジの型式は、新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第八条　この省令の施行の際現に設置許可を受けている通信設備以外の設備（新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。附則第十条及び第十二条において同じ。）は、施行日において第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

第九条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの設置許可の条件のうち

新無線設備規則第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号(1)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第十条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十一条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における工業用超音波機器の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十二条　施行日から起算して五年を経過する日において、附則第九条から前条までの規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして許可を受けた通信設備以外の設備は、新無線設備規則第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。